

放課後児童クラブ Q&A

令和 元年 10 月

目次

1 入所要件

就労状況について

- Q 1. どの程度(勤務時間、勤務日数)働いていれば入所できますか。
- Q 2. 土曜日だけの勤務ですが、入所できますか。
- Q 3. 勤務時間が不規則で勤務終了時間が日によって変わる場合はどうなりますか。
- Q 4. 我が家は自営業で、自宅兼事業所となっています。放課後児童クラブに入所できますか。
- Q 5. 母親は自宅で内職をしています。放課後児童クラブに入所できますか。
- Q 6. 父(または母)は夜勤(22時～6時)です。昼間は寝ているので、児童クラブに入所できますか。

就労以外の入所事由について

- Q 7. 母親は妊娠中です。出産後に育休に入りますが、放課後児童クラブに入所できますか。
- Q 8. 現在、育休中ですが、入所申請はできますか。
- Q 9. 現在、育休中です。兄弟姉妹が保育所に入所した場合には、児童クラブに入所したいのですが、入所申請はできますか。
- Q 10. 祖父母と同居していますが、放課後児童クラブに入所できますか。
- Q 11. 内縁関係(事実婚)の同居人がいます。就労証明書は必要ですか。
- Q 12. 母親は専業主婦ですが、祖母(別居)の介護にほぼ毎日出かけます。放課後児童クラブに入所できますか。
- Q 13. 母親は自宅にいますが、疾病(または障害)があるため、子どもの面倒をみるのが困難です。放課後児童クラブに入所できますか。
- Q 14. 保護者が就職活動を行うため、子どもの面倒をみるのが困難です。放後児童クラブに入所できますか。

入所できる児童について

- Q 15. 募集要項に記載の「集団生活を営む上で著しく支障のない児童」とはどのような状況をいうのですか。
- Q 16. 障害やアレルギーがあっても入所できますか。
- Q 17. 神大付属小学校に入学する(在学している)のですが、放課後児童クラブは利用できますか。
- Q 18. 市外の小学校に入学する(在学している)のですが、明石市の放課後児童クラブは利用できますか。
- Q 19. 2月に明石市に転入予定です。4月から入所したいのですが、いつ申請すればいいですか。入所申請書のクラブ欄と住所欄はどのように記入すればいいですか。

夏休みのみの入所について

- Q 20. 平日の午前中のみ就労していますが、長期休業期間が心配なので、4月から児童クラブに入所できますか。また、長期休業期間(夏休み、冬休み、春休み)のみの入所はできますか。
- Q 21. 冬休み・春休みのみの入所もできますか。

- Q 2 2. 5月29日(金)までに申請ができない場合はどうすればいいですか。
- Q 2 3. 夏休み期間後に退所するときは利用変更届が必要ですか。
- Q 2 4. (夏休み入所後) 9月以降も継続して入所を希望します。どのような書類が必要ですか。

2 入所申請

- Q 2 5. 募集要項や申請書はどこで入手できますか。
- Q 2 6. 募集要項や申請書を自宅に郵送していただくことはできますか。
- Q 2 7. 郵送での申請はできますか。
- Q 2 8. 11月29日までに書類申請ができなかった場合は受付してもらえませんか。
- Q 2 9. 年度の途中でも入所できますか。
- Q 3 0. 各クラブとも定員までの人数しか利用できませんか。
- Q 3 1. 入所決定は申し込み順ですか。
- Q 3 2. 離婚協議中で別居している夫(妻)がいますが、手続きはどうすればよいですか。
- Q 3 3. 「保護者氏名」欄は、父親・母親のどちらを記載したら良いですか。

3 就労証明書

- Q 3 4. 現在就職活動中で、4月から就職の内定をもらっています。就労証明書を提出できませんが、どうしたら良いですか。
- Q 3 5. 現在は13時までの勤務なので入所要件に該当しないのですが、17時までの勤務になる予定のため、入所申請します。現在の勤務先では13時までの就労証明書しか提出できませんが、どうしたら良いですか。
- Q 3 6. 就労証明書は、職場の所属長による証明(所属長の個人印)でも良いですか。
- Q 3 7. 就労証明書に誤った記載をしました。訂正印は必要ですか。
- Q 3 8. 兄弟姉妹で合わせて申込します。就労証明書は2人分(両親2通ずつ)必要ですか。
また、課税状況等届出書の添付書類(非課税証明書など)も2人分(2通ずつ)必要ですか。
- Q 3 9. 自営業ですが、就労証明書はどのように記入したら良いですか。
- Q 4 0. 4月から入所のため、就労証明書(証明日11月15日)を取得しました。夏休みのみ入所(5月受付)の添付書類として使えますか。

4 保護者負担金(利用料)

- Q 4 1. 保護者負担金はどのくらいかかりますか。
- Q 4 2. 預金残高不足などで口座振替ができなかった場合、保護者負担金は翌月分と合わせて引き落としされますか。
- Q 4 3. 市民税非課税世帯の場合、何か添付する書類はありますか。
- Q 4 4. 生活保護世帯の場合、何か添付する書類はありますか。
- Q 4 5. ひとり親世帯の場合、何か添付する書類はありますか。
- Q 4 6. 入所当時は、要件に該当しなかったため、減免の申請をしませんでしたが、該当することになりました。その場合、年度途中からでも申請は可能ですか。
- Q 4 7. 減免の対象世帯であったが届出をしていませんでした。遡って減免できますか。

- Q 4 8. 児童扶養手当と児童手当の違いがよく分かりません。
- Q 4 9. 口座振替手続きについては、「保護者負担金の口座振替手続きについて」に記載のない金融機関でできますか。
- Q 5 0. 上の子がすでに児童クラブを利用していますが、下の子が新たに入所する場合、口座振替依頼書は必要ですか。

5 その他

- Q 5 1. 年度途中で家族の状況や住所が変わったり、勤務先を変えたりした場合は、どのような手続きが必要ですか。
- Q 5 2. 放課後児童クラブを休所・退所するにはどのような手続きが必要ですか。
- Q 5 3. 学校で土曜日に参観日があり翌月曜日が代休日になるような場合、クラブは開かれますか。
- Q 5 4. 欠席したり、塾に通わせるために集団下校よりも早く帰ったりする場合は、どうすればいいですか。
- Q 5 5. 延長（午後5時～7時）を利用していますが、残業で時間までにお迎えに行くことができない場合、どうすればいいですか。
- Q 5 6. お弁当が必要なのはどんな時ですか。児童クラブで昼食が提供されることはありますか。
- Q 5 7. 発熱や、ケガをした場合の対応はどうですか。
- Q 5 8. インフルエンザで学級閉鎖になった場合はどうなりますか。
- Q 5 9. 宿題はさせてもらえるのですか。
- Q 6 0. おやつはどのようなものが出ますか。
- Q 6 1. 台風などの気象警報発令時はどうなりますか。

1 入所要件

就労状況について

Q 1. どの程度(勤務時間、勤務日数)働いていれば入所できますか。

A 1. 保護者の通勤時間を含めおおむね 15 時頃まで勤務していることが入所要件となるため、就労時間が児童の下校時刻以降であり、児童の帰宅時間に留守となる場合は入所できます。

なお、現在のところ、勤務日数の制限はありませんが、定員に空きがない場合、勤務日数が少ない方等については、待機となることがあります。

また、放課後児童クラブは留守家庭の児童をクラブでの生活を通して育成する制度です。就労のない日については、できるだけご自宅での育成をお願いします。

Q 2. 土曜日だけの勤務ですが、入所できますか。

A 2. 通勤時間を含めた就労時間が、児童の育成時間帯(8時～17時)であれば入所できます。

なお、現在のところ、勤務日数の制限はありませんが、定員に空きがない場合、勤務日数が少ない方等については、待機となることがあります。

また、放課後児童クラブは留守家庭の児童をクラブでの生活を通して育成する制度です。就労のない日については、できるだけご自宅での育成をお願いします。

Q 3. 勤務時間が不規則で勤務終了時間が日によって変わる場合はどうなりますか。

A 3. シフト制などの場合は、就労証明書に勤務パターンの記載をお願いします。

Q 4. 我が家は自営業で、自宅兼事業所となっています。放課後児童クラブに入所できますか。

A 4. 放課後児童クラブは留守家庭の児童をクラブでの生活を通して育成する制度です。できるだけご自宅での育成をお願いします。どうしても家庭での育成ができない場合は、就労証明書を添付して申請してください。なお、自営業の方は、確定申告書の写しや営業許可証等、事業の分かる書類を合わせて提出してください。(上記の書類がない場合は、販売代金収支内訳表、伝票、店舗の固定資産税通知書、賃貸借契約書、広告、チラシなどを提出してください。)

Q 5. 母親は自宅で内職をしています。放課後児童クラブに入所できますか。

A 5. 放課後児童クラブは留守家庭の児童をクラブでの生活を通して育成する制度です。自宅で内職をしている場合は、児童の育成が可能と思われますので入所できません。

Q 6. 父(または母)は夜勤(22時～6時)です。昼間は寝ているので、児童クラブに入所できますか。

A 6. ご家庭で相談いただき、できるだけご自宅での育成をお願いいたします。どうしても育成ができない状況であれば、入所申請書に就労証明書を合わせて提出してください。

就労以外の入所事由について

Q 7. 母親は妊娠中です。出産後に育休に入りますが、放課後児童クラブに入所できますか。

A 7. 産前は出産予定日より遡って8週間前に該当する月の初日から、産後は出産日から8週間を経過した月の末日まで入所できます。必要書類として、母子健康手帳(表紙及び分娩予定日のページ)の写しを提出してください。産後は母子健康手帳(出生届出済証明のページ)の写しなど出生日のわかるものの提出が必要です。

なお、育休中は、家庭での育成が可能とみなしますので、児童クラブに入所できません。

Q 8. 現在、育休中ですが、入所申請はできますか。

A 8. 育休の間は入所することはできませんが、育休からの復帰日以降についての入所申請をすることは可能です。提出書類については、就労証明書(就労証明書を提出できない場合は育休中であることの証明書)を提出してください。就労証明書には、備考欄に「〇月〇日育児休業より復帰予定」など、復帰する日の記入をお願いいたします。なお、入所後1ヵ月以内に「就労証明書」を提出していただきます。期限内にご提出いただけない場合、原則、退所となります。

Q 9. 現在、育休中です。兄弟姉妹が保育所に入所した場合には、児童クラブに入所したいのですが、入所申請はできますか。

A 9. 育休の間は入所することはできませんが、育休からの復帰日以降についての入所申請をすることは可能です。なお、兄弟姉妹が保育所に入所できなかった等の理由により、引き続き、育休となる場合は、児童クラブに入所することができませんので、入所申請を取り下げる旨の連絡をしてください。入所決定後は、利用変更届による取り下げが必要です。

Q 10. 祖父母と同居していますが、放課後児童クラブに入所できますか。

A 10. 祖父母と同居している場合であっても、保護者(父母)が児童の帰宅時間に不在となる場合は入所できません。ただし、放課後児童クラブは留守家庭の児童をクラブでの生活を通して育成する制度ですので、できるだけご自宅での育成をお願いします。

○祖父母等(父母以外で保護者に準ずるもの)と同居の場合の手続き

	生計が同一	生計が別
祖父母等の家族の状況欄への記載	必要	不要
祖父母等の就労証明書	不要	
非課税世帯の減免申請をする場合の非課税判定対象	含む	含まない

Q 11. 内縁関係(事実婚)の同居人がいます。就労証明書は必要ですか。

A 11. 内縁関係など夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在する者である場合は、父または母の配偶者とみなすため、就労証明書は必要です。

○同居人(父または母の配偶者とみなすもの)と同居の場合の手続き

	生計が同一	生計が別
同居人の家族の状況欄への記載	必要	不要
同居人の就労証明書	必要	
非課税世帯の減免申請をする場合の非課税判定対象	含む	含まない

Q 1 2. 母親は専業主婦ですが、祖母(別居)の介護にほぼ毎日出かけます。放課後児童クラブに入所できますか。

A 1 2. 介護のため、児童の帰宅時間に不在となる場合は入所できます。医師の診断書(原本)、身体障害者手帳などの写し及び1週間の介護・看護スケジュール表(様式は市ホームページからダウンロード可)を提出してください。注) 診断書については、療養期間の記載のないもの、「家庭での育成(保育)が困難である」状況が不明のものは無効です。

Q 1 3. 母親は自宅にいますが、疾病(または障害)があるため、子どもの面倒をみるのが困難です。放課後児童クラブに入所できますか。

A 1 3. ご家族で相談いただき、できるだけご自宅での育成をお願いいたします。疾病(または障害)により、どうしても育成ができない状況であれば、医師の診断書(原本)、身体障害者手帳などの写しなどを提出してください。

入所事由が疾病・障害である場合は、「療養を必要としなくなるまで」が入所可能期間です。医師の診断書には、次の3点の記載があるものをご提出ください。(項目が不明のものは無効です。)

① 病名

② 療養を必要とする期間(入院期間を含む)

※ 療養を必要とする期間が長期間に及ぶ場合は、期間の終わりは年度末(2020年3月末)を目安としてご記入ください。

③ 家庭での育成(保育)が困難である状況

Q 1 4. 保護者が就職活動を行うため、子どもの面倒をみるのが困難です。放後児童クラブに入所できますか。

A 1 4. ご家族で相談いただき、できるだけご自宅での育成をお願いいたします。就職活動により、どうしても育成ができない状況であれば、誓約書兼就職活動申立書を提出したうえで、就職後に就労証明書を速やかに提出してください。なお、入所日より90日以内に提出がない場合は退所となります。なお、夏休みのみの入所の場合、就職活動を事由に入所することはできません。

入所できる児童について

Q 1 5. 募集要項に記載の「集団生活を営む上で著しく支障のない児童」とはどういう状況をいうのですか。

A 1 5. 児童の暴力行為や施設・設備・備品等の破壊行為、他の児童への危険行為がある場合、そのほか指導員の指示を聞かないなどクラブでのルールが守れない場合を言います。これらの場合、保護者の方へ、随時、報告及び相談させていただきますが、一向に改善されない場合は、入所を制限することがあります。

Q 1 6. 障害やアレルギーがあっても入所できますか。

A 1 6. 障害やアレルギーがあっても入所できます。特記事項欄にできるだけ詳しく、障害者手帳の有無、ぜんそく発作、アレルギーの状況などを記載してください。

なお、障害がある場合は、入所決定までに現在通所している保育園などに状況を確認(電話や直接様子を見に行く)させていただきます。また、アレルギーがある場合は、おやつを持参していただく場合があります。

Q 1 7. 神大付属小学校に入学する(在学している)のですが、放課後児童クラブは利用できますか。

A 1 7. 利用できます。最寄りとなる明石児童クラブ、または住所地の校区の児童クラブを利用が可能です。なお、小学校から児童クラブへは、お子さま自身で移動していただく必要があります。

Q 1 8. 市外の小学校に入学する(在学している)のですが、明石市の放課後児童クラブは利用できますか。

A 1 8. 明石市内の小学校に就学している児童を対象としているため、利用できません。

Q 1 9. 2月に明石市に転入予定です。4月から入所したいのですが、いつ申請すればいいですか。入所申請書のクラブ欄と住所欄はどのように記入すればいいですか。

A 1 9. 4月からの入所希望であれば、11月11日～11月29日の間に申込みをしてください。(年度途中の入所を希望する場合は、入所希望日の3週間前までに申し込んでください。)住民票の転入届出前でも受付いたします。クラブ欄は、利用する予定の児童クラブ名をご記入ください。住所欄は、入所決定通知書の送付希望先(年度当初の入所希望の申請であれば、2月上旬送付予定)の住所をご記入ください。送付希望先から住所が変更になった場合は、「利用変更届」を提出してください。

夏休みのみの入所について

2020年度は、全児童クラブにおいて、夏休みのみの入所を実施します。なお、夏休みのみの入所の場合、就職活動を事由に入所することはできません。

Q 2 0. 平日の午前中のみ就労していますが、長期休業期間が心配なので、4月から児童クラブに入所できますか。また、長期休業期間(夏休み、冬休み、春休み)のみの入所はできますか。

A 2 0. 保護者の通勤時間を含めおおむね15時頃まで勤務していることが入所要件となるため、就労時間が児童の下校時刻以前である場合は、4月から入所することはできません。

ただし、夏休みのみの入所の場合は、平日の午前中のみ就労している場合でも申請することが

できます。希望される場合は、5月18日～5月29日の間に申請してください。なお、冬休み、春休みのみの入所は行いません。

Q 2 1. 冬休み・春休みのみの入所もできますか。

A 2 1. 冬休み・春休みのみの利用は短期及び一時的な利用となりますので、入所できません。冬休み・春休みのみの入所については、夏休みのみの入所の実施結果を踏まえて、今後、検討します。

Q 2 2. 5月29日(金)までに申請ができない場合はどうすればいいですか。

A 2 2. 期限を過ぎてからの申請は受付できませんので、必ず期限までに提出してください。やむをえない理由により就労証明書等の添付書類が間に合わない場合は、入所申請書を先に提出してください。添付書類は6月5日(金)までに必ず提出してください。添付書類の提出がない場合は、入所することができません。

Q 2 3. 夏休み期間後に退所するときは利用変更届が必要ですか。

A 2 3. 夏休み期間での入所決定であるため、届出は不要です。

Q 2 4. (夏休み入所後) 9月以降も継続して入所を希望します。どのような書類が必要ですか。

A 2 4. 8月17日(月)までに入所申請書のみ提出してください。就労証明書等の添付書類は不要です。

2 入所申請

受付期間 (年度当初分)	2019年11月11日(月)～2019年11月29日(金)	
随時受付について	上記の受付期間が過ぎてからの申請は、随時受付しますが、 <u>上記の期間内に受付した分の入所者が決定した後の入所の決定となります。</u> <u>※年度途中の入所を希望する方は、入所希望日(1日又は15日)の3週間前までに申し込んでください。</u>	
窓口受付場所 ※郵送では受け付けません。	明石市こども育成室 放課後児童クラブ担当 平日 9:00～17:30	各放課後児童クラブ 平日 13:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
入所決定の結果について	2020年2月上旬に郵送で通知します。(入所説明会の案内も同封します。)電話等による事前のお問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。	

Q 2 5. 募集要項や申請書はどこで入手できますか。

A 2 5. 各児童クラブやこども育成室放課後児童クラブ担当で受け取ってください。10月21日～11月29日の間は、市内の保育園・幼稚園、各市民センター、あかし総合窓口、西明石サービスコーナーでも配布しています。

Q 2 6. 募集要項や申請書を自宅に郵送していただくことはできますか。

A 2 6. 原則、郵送はしていません。ただし、自宅が遠方(市外など)にある場合やどうしても受け取りに行けないなどの理由により、入手できない場合は郵送します。

Q 2 7. 郵送での申請はできますか。

A 2 7. お聞きしたいことがある場合や書類の確認がありますので、郵送での受付はできません。

Q 2 8. 11月29日(金)までに申請ができなかった場合は受付してもらえませんか。

A 2 8. 受付は11月30日(土)以降も随時行っておりますが、11月29日(金)までに受付した分の入所者が決定した後の入所の決定となります。施設定員を超える申し込みがある場合、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮して入所児童を決定いたします。

Q 2 9. 年度の途中でも入所できますか。

A 2 9. 定員に空きがあれば、随時入所できます。入所希望日(1日又は15日)の3週間前までに申し込んでください。利用開始日の1週間前までに入所決定の結果を通知します。

Q 3 0. 各クラブとも定員までの人数しか利用できませんか。

A 3 0. 限られたスペースの中、児童を安全に育成するために定員を設けています。定員を超えて申し込みがあった場合は待機となることもあります。ただし、1・2年生は、原則、入所することができます。

Q 3 1. 入所決定は申し込み順ですか。

A 3 1. 申し込み順ではなく、学年や保護者の就労状況等を勘案して入所を決定します。施設定員を超える申し込みがある場合、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮して入所児童を決定いたします。ただし、1・2年生は、原則、入所することができます。

Q 3 2. 離婚協議中で別居している夫(妻)がいますが、手続きはどうすればよいですか。

A 3 2. 生計が同一であるか(住民票上の世帯ではなく実態(生活費等)で)、また、離婚調停等の手続き中であることを証明できる書類があるかにより、手続きは異なります。

	生計が 同一	生計が別	
		(離婚調停等の 手続き中であるこ とを証明できる書 類がない場合)	(離婚調停等の 手続き中であるこ とを証明できる書 類がある場合)
別居中の父母の家族の状況欄への記載		必要	不要
別居中の父母の就労証明書		別居中であれば不要※1	
(非課税世帯の減免申請をする場合) 別居中の父母の非課税証明書		必要(他市の方)	不要

※1 別居中であることを入所申請書の「入所希望する理由」欄に記載すること

Q 3 3. 「保護者氏名」欄は、父親・母親のどちらを記載したら良いですか。

A 3 3. 「保護者氏名」欄には保護者負担金の納付者を記載してください。父親、母親どちらでも構いません。

3 就労証明書

Q 3 4. 現在就職活動中で、4月から就職の内定をもらっています。就労証明書を提出できませんが、どうしたら良いですか。

A 3 4. 内定の証明がもらえる場合は、就労証明書にその旨を記載したものを提出してください。内定の証明がもらえない場合は、誓約書兼就職活動申立書を提出したうえで、就職後に就労証明書を速やかに提出してください。なお、入所日より90日以内に提出がない場合は退所となります。

Q 3 5. 現在は13時までの勤務なので入所要件に該当しないのですが、17時までの勤務になる予定のため、入所申請します。現在の勤務先では13時までの就労証明書しか提出できませんが、どうしたら良いですか。

A 3 5. 入所申請書には、現在の勤務状況での就労証明書を添付してください。勤務先で備考欄に「〇月〇日より勤務時間変更予定（〇時～〇時）」等の記載をいただければ結構です。勤務先で備考欄に記入してもらえない等の理由により記載がない場合は、勤務者ご自身で、余白に勤務時間が変更予定となる旨をご記入ください。この場合、入所後は速やかに就労証明書（変更後の勤務時間が記載されたもの）を提出してください。

Q 3 6. 就労証明書は、職場の所属長による証明（所属長の個人印）でも良いですか。

A 3 6. 所属長に権限があれば、所属長名、所属長の印で構いません。

Q 3 7. 就労証明書に誤った記載をしました。訂正印は必要ですか。

A 3 7. 会社印での訂正が必要です。個人の住所及び生年月日等の軽微な誤りであれば、保護者印で構いません。

Q 3 8. 兄弟姉妹で合わせて申込します。就労証明書は2人分（両親2通ずつ）必要ですか。

また、課税状況等届出書の添付書類（非課税証明書など）も2人分（2通ずつ）必要ですか。

A 3 8. 兄弟姉妹分は、コピー対応しますので、就労証明書は1人分（両親1通ずつ）で構いません。入所希望児童氏名記入欄には、連名で記載してください。課税状況等届出書は2人分必要です。非課税証明書は、2019年1月1日現在、明石市に住民登録があった方は不要です。（なお、明石市外にお住まいだった方は、当時の市町村が発行する市町村民税非課税証明書が必要となります。）それぞれの児童ごとにご記入ください。添付書類は、同じくコピーで対応するので1人分（1通ずつ）で構いません。

Q 3 9. 自営業ですが、就労証明書はどのように記入したらいいですか。

A 3 9. 代表者の方が記入し、会社の印はできれば角印か丸印でお願いします。なければ個人印でもかまいません。

添付書類として、確定申告書の写しや営業許可証等、事業の実態が分かる書類を提出してください。(上記の書類がない場合は、販売代金収支内訳表、伝票、店舗の固定資産税通知書、賃貸借契約書、広告、チラシなどを提出してください。)

Q 4 0. 4月からの入所のため、就労証明書(証明日11月15日)を取得しました。夏休みのみ入所(5月受付)の添付書類として使えますか。

A 4 0. 就労証明書の有効期間は、証明日より3カ月間を目安としています。夏休みのみ入所の5月受付時には使用できませんので、改めて就労証明書を取得してください。

4 保護者負担金(利用料)

Q 4 1. 保護者負担金はどのくらいかかりますか。

A 4 1. 基本的には、月額8,000円、8月のみ12,000円となっていますが、月の途中の入退会や家庭の状況(非課税世帯など)により、保護者負担金の額が変わります。また、おやつ代・教材費・行事参加負担金(月額2,000円~3,000円程度)及び保険料(年間800円)が別途必要となります。

Q 4 2. 預金残高不足などで口座振替ができなかった場合、保護者負担金は翌月分と合わせて引き落としされますか。

A 4 2. 口座振替は毎月月末の1回のみです。口座振替ができなかった場合は翌月の月末に2か月分を同時振替します。残高不足による振替不能とならないようご注意ください。また、2か月分の滞納となった場合は、利用の一時停止や強制退所の対象となりますのでご注意ください。

【残高不足などで、保護者負担金が未納となった場合】

① 翌月分の保護者負担金と合わせて2か月分の口座振替をします。

② (①の口座振替ができなかった場合)未納の2か月分の納付書をお送りします。到着後、速やかに金融機関の窓口又は市役所窓口(本庁、あかし総合窓口、各市民センター)にて納付してください。

③ (②の納付書で納付がない場合)利用の一時停止となり、納付が確認できなければ強制退所となります。納付するまで、再入所はできません。

Q 4 3. 市民税非課税世帯の場合、何か添付する書類はありますか。

A 4 3. 添付書類は不要です。

なお、2019年1月1日現在で明石市外にお住まいだった方は、当時の市町村が発行する市町村市民税非課税証明書が必要となりますので、ご注意ください。

Q 4 4. 生活保護世帯の場合、何か添付する書類はありますか。

A 4 4. 明石市で受給中の方は不要です。明石市外で受給中の方は、保護者の生活保護受給証明書の原本を添付してください。

Q 4 5. ひとり親世帯の場合、何か添付する書類はありますか。

A 4 5. 明石市で受給中の方は不要です。明石市外で受給中の方は、児童扶養手当証書の写し又は母子家庭等医療費受給者証の写しが必要です。申請中等のために添付書類が提出できない場合は、課税状況届出書のみを提出し、後日、添付書類を提出してください。この場合、受給開始月の確認ができるまでは減免の対象となりませんが、確認後に届出のあった日の翌月(月の初日である場合はその月)又は児童扶養手当の支給開始月(母子家庭等医療費の受給開始月)のいずれか遅い方から適用します。

児童扶養手当証書または母子家庭等医療費受給者証が無い場合(制度の対象者でない場合、制度を申請していない場合など)は、減免できません。

Q 4 6. 入所当時は、要件に該当しなかったため、減免の申請をしませんでしたが、該当することになりました。その場合、年度途中からでも申請は可能ですか。

A 4 6. 年度途中から該当することになった場合でも、申請いただければ、届出日の翌月(月の初日である場合はその月)から減免の適用を受けられます。

Q 4 7. 減免の対象世帯であったが届出をしていませんでした。遡って減免できますか。

A 4 7. 届出日の翌月(月の初日であればその月)から減免の適用を受けられます。

Q 4 8. 児童扶養手当と児童手当の違いがよく分かりません。

A 4 8. 「児童扶養手当」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもがいるひとり親家庭に支給される手当のことです。

「児童手当」とは、中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童の養育者に対し支給される手当です。

Q 4 9. 口座振替手続きについては、どの金融機関でできますか。

A 4 9. 口座振替手続きについては、募集要項の7ページ「保護者負担金の口座振替手続きについて」に記載のある金融機関でのみ可能です。

Q 5 0. 上の子がすでに児童クラブを利用していますが、下の子が新たに入所する場合、口座振替依頼書は必要ですか。

A 5 0. 同じ口座を使用する場合は、口座振替依頼書を省略できます。申請書提出時に、兄弟姉妹で登録済の口座を利用する旨を入所申請書の余白部分に記入してください。また、兄弟姉妹が同時に入所する場合は、口座振替依頼書の児童氏名欄に複数の兄弟姉妹の氏名を書くことで、1部の提出にすることができます。

5 その他

Q 5 1. 年度途中で家族の状況や住所が変わったり、勤務先を変えたりした場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 5 1. 家族の状況や住所などが変わった場合や保護者負担金の減免対象の世帯でなくなった場合など届出事項の変更があるときは「利用変更届」を提出してください。また、勤務先が変わった場合は新たに「就労証明書」を提出してください。また、入所時に提出する児童調査票の内容の変更（緊急連絡先の変更など）については、各児童クラブにご連絡ください。

Q 5 2. 放課後児童クラブを休所・退所するにはどのような手続きが必要ですか。

A 5 2. 各放課後児童クラブに備え付けの「利用変更届」に必要事項等を記入の上、必ず事前に（休所・退所日の2週間前を目安に）こども育成室放課後児童クラブ担当又は各放課後児童クラブへ届け出てください。休所や退所の前日までに届け出がない場合や事後に届け出があった場合は、児童クラブを1日も利用していなくても、保護者負担金及び延長利用料金をお支払いいただきます。

○休所できる期間について

児童の疾病・入院その他、保護者の都合により、月当初から末日までの1か月間（1年度に1回に限り）利用しないことができます。休所する月の保護者負担金はかかりません。

半月単位や、月をまたがったの休所はできません。ただし、夏休み期間（教育委員会が定める夏季休業期間）に限りその期間を休所することができます。この場合、1ヵ月半（7月分の半額と8月分の全額）の保護者負担金はかかりません。

○退所について

放課後児童クラブの利用を取りやめるときは、利用変更届の提出が必要です。

月の途中で退所する場合、15日までの利用であれば当月分の保護者負担金は半額になります。（延長利用料は半額になりません。）

Q 5 3. 学校で土曜日に参観日があり翌月曜日が代休日になるような場合、クラブは開かれますか。

A 5 3. 代休日は、1日育成をします。

Q 5 4. 欠席したり、塾に通わせるために集団下校よりも早く帰ったりする場合は、どうすればいいですか。

A 5 4. 必ず連絡帳や電話などを通じて、児童の出欠や帰宅時間等を児童クラブに連絡してください。いつもより早く帰る場合も連絡をいただければ、対応いたします。

Q 5 5. 延長（午後5時～7時）を利用していますが、残業で時間までにお迎えに行くことができない場合、どうすればいいですか。

A 5 5. 延長の終了時間は厳守してください。保護者がお迎えに行けない場合は、代理の方が必ずお迎

えにきてください。なお、降所時間やお迎えの方が変更になる場合は、必ず連絡帳や電話などを通じて、児童クラブに連絡してください。

Q 5 6. お弁当が必要なのはどんな時ですか。児童クラブで昼食が提供されることはありますか。

A 5 6. 学校の給食がない短縮授業日や、春・夏・冬の学校休業期間中、学校代休日は、お弁当が必要です。なお、お弁当の注文を受けている児童クラブもあります。

Q 5 7. 発熱や、ケガをした場合の対応はどうですか。

A 5 7. 発熱して体調の悪い場合は、保護者に連絡しますのでお迎えをお願いします。

擦り傷などの軽傷なケガの場合は、指導員が応急措置をしますが、状況により、保護者に連絡し相談の上、病院で手当てを受けます。その場合は、保護者の方も病院へ来ていただきます。

Q 5 8. インフルエンザで学級閉鎖になった場合はどうなりますか。

A 5 8. 学級閉鎖になったクラスの児童は、感染拡大防止の観点から、クラブでの受け入れはできません。

Q 5 9. 宿題はさせてもらえるのですか。

A 5 9. 一人ひとりをきちんと見ることはできませんが、宿題をする時間をとり、声かけをします。最終的な確認はご家庭でお願いします。

Q 6 0. おやつはどのようなものが出ますか。

A 6 0. 主に市販のお菓子を提供しています。

Q 6 1. 台風などの気象警報発令時はどうなりますか。

A 6 1. 気象警報発令時の対応については、以下のとおりです。

【授業のある日】

- ① 警報が出て学校が臨時休校となっていて、午前11時30分までに解除された場合は、午後1時から開所（登所する場合は、児童クラブに連絡してください。）
- ② 午前11時30分の時点で明石市に警報が発令されている場合は閉所（午前11時30分以降に、警報が解除された場合も閉所となります。）
- ③ 午前11時30分から開所（午後1時）までに明石市に警報が発令された場合は、原則、学校での対応となりますが、児童クラブでの待機となった場合は、閉所に向けた準備を行います。保護者に連絡し、原則、お迎えに来ていただくこととなりますが、状況によっては、保護者に了解のうえ児童を帰宅させることがあります。
- ④ 開所（午後1時）後に明石市に警報が発令された場合は、閉所に向けた準備を行います。保護者に連絡し、原則、お迎えに来ていただくこととなりますが、状況によっては、保護者に了解のうえ児童を帰宅させることがあります。

【授業のない日】

- ① 午前 7時00分の時点で明石市に警報が発令されている場合は閉所

- ② 午前11時30分までに明石市の警報が解除された場合は午後1時から開所
(登所する場合は、クラブに連絡してください。)
- ③ 開所後に明石市に警報が発令された場合は、閉所に向けた準備を行います。保護者に連絡し、原則、お迎えに来ていただくこととなりますが、状況によっては、保護者に了解のうえ児童を帰宅させることがあります。